

平成 21 年 3 月 23 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530069

研究課題名（和文）日本資本主義の生成期における動産担保の機能的・史的分析

研究課題名（英文）Functional and historical analyses concerning the movables-security in the early period of Japanese capitalism

研究代表者

関 武志（SEKI TAKESHI）

青山学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：30187835

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：動産譲渡担保、動産担保

1. 研究計画の概要

日本資本主義の生成期において、動産担保（とりわけ集合動産譲渡担保）が果たしてきた役割を分析する。

その前提として、まず最初に、明治初期における製糸業の展開過程を考察する。すなわち、明治維新後、新政府は、外貨獲得と華士族授産の必要から、直ちに殖産興業政策を採った。特に生糸貿易に着目した新政府は、国家資金を投与して官営工場を設立したが、それは失敗に終わり、工場は払い下げられて、製糸業は民間主導となった。こうした明治初期の産業史を鳥瞰した上で、日本資本主義の創生期における製糸貿易の重要性を、データを踏まえて明らかにする。

次に、製糸業には資金調達が必要である。特に、殖産興業政策が挫折して以降、どのようにして資金調達がなされてきたか、である。この点、当初、国内の輸出商が資金を提供し、次いで、生糸売込問屋が主役的地位を演じることとなったが、これと平行して、あるいは、生糸売込問屋の衰退に伴い、地方銀行が資金提供を行うこととなった。そして、問屋金融であれ銀行金融であれ、そこでの担保物は、必ずしも不動産や株式に限られず、むしろ、繭や生糸という動産こそが重要であった。それ故、こうした繭担保ないし生糸担保という動産担保の実情を、データを示しながら検証する。

最後に、繭担保ないし生糸担保の取引は、法的に見ると、どのような担保形態をなしていたかに関して、である。民法が施行された明治 31 年の前後を通し、そこでは、譲渡質ないし譲渡担保の形態であったのではないかとこの予測の下に、これを実証的に考察する

ことになる。

2. 研究の進捗状況

特定動産譲渡担保と集合動産譲渡担保の法的構成における相違について、裁判例を題材に分析する、という作業の最終段階にある。その研究成果については、現在、執筆中である。

また、集合動産譲渡担保が、明治から大正の時代における蚕糸産業の分野で、かなり活用されてきたことを推測させる資料（ないしデータ）の収集が揃いつつある。

3. 現在までの達成度

特定動産の譲渡担保と集合動産の譲渡担保との間の本質的な違いを、各々の法的構成の面に着目することで、かなり鮮明に示すことができるに至っている（それ故、この点に関する考察の研究成果について、現在、文字媒体で纏める作業を行っているところである。）

一方、平成 20 年度には、研究代表者の所属機関（法科大学院）が認証評価を受けることとなったため、研究代表者は、これに備えるべく、評価を受けるに要する書類の作成に忙殺されることとなった。したがって、当初に計画していた、明治から大正に架けての時代に、製糸業界における、動産譲渡担保による資金調達についての分析が、いささか不十分となってしまった。これより、日本資本主義の生成期において、譲渡質ないし譲渡担保の取引形態が果たしてきた役割についての考察は、現時点では、いまだ史料の蒐集と蒐集された史料の分析過程にあり、研究の進捗状況としてはやや遅れている段階にある。

4. 今後の研究の推進方策

集合動産譲渡担保の特殊性と重要性を一層鮮明にし、その上で、かかる動産担保の手段が日本の産業経済に与えてきた影響を探究する。

なお、我が国における産業育成期の国家政策と、この時期における国家経済の動向を調査すべき必要性を強く感じているため、上記2において示した、現時点における執筆作業を早々に決着づけた上で、明治期と大正期における、日本経済の状況を示したデータの蒐集とその分析に努める予定である。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕